

日本労働組合會報

労働日本

正大六年十一月壹日發行

第九號

●汝が振上くるハンマーは
物を破壊するにあらずして
物を生産するにあり

綱領

- 一、本組合は向上、協力生産の三大主義を精神とす
 - 二、本組合は産業の發達と労働者の向上を期するの目的に於て政府をして適當なる政策を立てしめ、資本家に対する理解を求めて、一般労働者に向つて其自覺を促す
 - 三、本組合は絶へず經濟界の趨勢を考査研究し労働者の利益を擁護増進するの方策を立つ
 - 四、本組合は産業組織を破壊する如き矯激の言行を戒め其惡流の侵入を防禦す
- 汝が工場に燃へ上がる火は
物を焼き盡すにあらずして
物を造り出すにあり

規定

- 一、本聯盟會の包摶する組合又は團體は地方別職業別を問はず必ず日本労働組合の文字を用ひ日本労働組合と名稱するか又は日本労働組合聯盟の文字を肩書きすべし。若し能はざるものは本組合所定の徽章を佩用すべし。
- 二、本聯盟會の機關は包摶せる各團體の長及各團體より殊に若干名を選出し理事事と爲し理事會を組織して會務を處理す。
- 三、本部の經費は所屬の團體より毎月徵集する組合費の内より頭別十五錢宛取立つるものとす。
- 四、本聯盟會發行の雑誌は各組合員に無代配付す。